

議案第64号

大口町下水道条例の一部改正について

大口町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年9月4日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）が平成24年8月22日に公布され、消費税法（昭和63年法律第108号）の一部が改正されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町下水道条例の一部を改正する条例

大口町下水道条例(平成5年大口町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第18条中「算定した金額とする」を「算定した額に、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とする」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第18条関係)

単位(1使用月)

区分	基本使用料		超過使用料	
	排出量	使用料	排出量	使用料 (1立方メートルにつき)
一般用	10立方メートルまで	714円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	104円
			20立方メートルを超え 30立方メートルまで	119円
			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	128円
			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	133円
			100立方メートルを超え 500立方メートルまで	152円
			500立方メートルを超え るもの	190円

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の大口町下水道条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の排出量に係る使用料から適用する。ただし、施行日前から継続して使用し、かつ、施行日後における最初の検針により確定する使用料の算定方法は、なお従前の例による。

大口町下水道条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量(以下「排出量」という。)に応じて、別表に定めるところにより算定した額に、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、隔月に検針する場合は、2使用月に排除した汚水の量の2分の1の量を排出量とみなす。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量(以下「排出量」という。)に応じて、別表に定めるところにより算定した金額とする。ただし、隔月に検針する場合は、2使用月に排除した汚水の量の2分の1の量を排出量とみなす。</p> <p>2 略</p>

新

別表（第18条関係）

単位（1使用月）

区分	基本使用料		超過使用料	
	排出量	使用料	排出量	使用料 (1立方メートルにつき)
一般用	10立方メートルまで	714円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	104円
			20立方メートルを超え 30立方メートルまで	119円
			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	128円
			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	133円
			100立方メートルを超え 500立方メートルまで	152円
			500立方メートルを超える もの	190円

旧

別表（第18条関係）

単位（1使用月）

区分	基本使用料		超過使用料	
	排出量	使用料	排出量	使用料 (1立方メートルにつき)
一般用	10立方メートルまで	750円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	110円
			20立方メートルを超え 30立方メートルまで	125円
			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	135円
			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	140円
			100立方メートルを超え 500立方メートルまで	160円
			500立方メートルを超える もの	200円

改正要旨

1 改正の目的

消費税率の改正に伴い、現在税込みで規定されている使用料を税抜きでの規定に改正をするものです。

2 改正の概要

第18条関係（使用料の算定方法）

別表を税抜きの金額に改め、それに消費税等を加えた額により算定することとします。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行します。